

援助内容(支給金額・時期については、変更される場合があります。)

支給する項目	支給対象学年	支給金額	支給方法及び時期
修学旅行費	小学6年生、 中学3年生	実費相当分	校長へ委任払 (※キャンセル料が発生した場合は教育長が認める場合のみ支給対象となります)
学校給食費	全児童生徒	実費相当分	校長へ委任払
学用品費	小学1年生	月額1,102円	保護者口座へ振り込みます (8月末、3月末の年2回)
	小学2～6年生	月額1,291円	
	中学1年生	月額2,086円	
	中学2～3年生	月額2,275円	
新入学学用品費 (入学前支給)	就学予定者	57,060円	2月1日時点で認定されている世帯に対し、保護者口座へ振込みます(2月末)。
	小学6年生	63,000円	※令和4年度就学援助の準要保護認定を令和5年2月1日現在で受けている場合は、令和5年2月末に支給します。
新入学学用品費	小学1年生	57,060円	収入判定世帯は7月末、それ以外の世帯は5月末(4月認定者のみ) ※入学前支給を受けている場合は支給されません。
	中学1年生	63,000円	
体育実技用具費	小学1年及び4年	スケート靴購入相当分	10月中旬よりスケート靴引換券を発行します。 (詳細は別途通知) ※10月から12月の間に認定期間のある方のみ。 学校の授業内容に従いどちらか一方を支給。
		スケート靴購入相当分	
	中学1年生	スキーセット購入相当分	
医療費	全児童生徒	実費相当分	収入判定世帯は7月、それ以外の世帯は6月より医療券発行(虫歯治療等指定の疾病のみ)
PTA会費	全児童生徒	実費相当分 (上限額あり)	校長へ委任払 ※支給上限額(1人あたり) 小学校:3,450円 中学校:4,260円
生徒会費	中学1～3年生	実費相当分 (上限額あり)	校長へ委任払 ※支給上限額 5,550円

※現在、生活保護を受けている人は、就学援助を申請すると修学旅行費のみが補助対象になります。

※義務教育学校の児童生徒については、支給対象学年中「小学」を読まず、「中学1年生」を「7年生」に、「中学3年生」を「9年生」に、「中学2～3年生」を「8～9年生」に、「中学1～3年生」を「7～9年生」に、支給方法及び時期中「小学校」を「前期課程」に、「中学校」を「後期課程」に読み替えるものとします。